

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団（以下「事業団」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益財団法人浜田市教育文化振興事業団定款（以下「定款」という。）第7条第2項及び第8条第2項に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 事業団は、この規程の解釈及び運用に当たっては、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する情報公開の対象資料を閲覧又は複製した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 事業団の情報公開に関する事務は、主たる事務所である事務局が統轄管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 事業団において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (3) 事業報告
- (4) 事業報告の附属明細書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 監査報告
- (10) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (11) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

3 公開対象資料は、事業団が定める場所に常時備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、事業団の事務局とする。

2 閲覧の日は、事業団の事務局の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、事業団は、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧の申請手続き)

第7条 事業団の公開対象資料の閲覧を希望する者は、理事長が別に定める閲覧申請書に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 事務局の職員は、前項の閲覧申請書を受理したときは、理事長が別に定める閲覧受付簿に必要事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長又は事務局長があらかじめ指名した者が説明をし、その過程は理事長が別に定める質疑応答記録簿に記載しておかなければならない。

4 前項の説明に当たっては、事業団の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

5 公開対象資料について、転記又は複写の要請があったときは、事務局長又は事務局長があらかじめ指定した者がその内容、数量等から総合的に判断し、その認否を決定するものとする。

(費用負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

2 前条第5項の規定により複写を認めたときは、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収するものとする。

(1) モノクロ複写機による複写で日本産業規格A列3判までのもの 1枚につき10円

(2) カラー複写機による複写で日本産業規格A列3判までのもの 1枚につき50円

(3) 光ディスクへの複写

ア CD-R 1枚につき100円

イ DVD-R 1枚につき150円

(4) その他の方法 実際に要した費用

3 前項第1号及び第2号の方法において、用紙の両面に複写されたものは、片面を1枚として算定するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(第7条関係)

閱 覧 申 請 書

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
理事長 様

申請年月日 年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

私（申請者）は、以下の閲覧（複写）目的に従って、閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（複写）目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んでください。）

- 1 定款
- 2 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 3 事業報告
- 4 事業報告の附属明細書
- 5 貸借対照表
- 6 正味財産増減計算書（損益計算書）
- 7 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書
- 8 財産目録
- 9 監査報告
- 10 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 11 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 12 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(第7条関係)

質疑応答記録簿

受 付 番 号

受 付 年 月 日 年 月 日

申 込 者 氏 名

応答者役職氏名

質 疑

応 答